#### 公益財団法人世界緑茶協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人世界緑茶協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界の茶に関する情報の集積及び発信並びに茶文化の提案及び普及に関する事業を行い、茶のある豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 世界の茶に関する情報の集積及び発信
  - (2) 茶文化の提案及び普及
  - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 資産から生じる収入
  - (3) 賛助会費
  - (4) 寄附金品
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) その他の収入

(資産の種別)

- 第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 評議員会で基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき並びにその全部若しくは一部を担保に供しようとするときは、あらかじめ理事会、評議員会の承認を要する。

(資産の管理)

- 第8条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会及び評議員会の決議を経て 別に定める。
- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社(信託 業務を営む金融機関を含む。)に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換 えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 11 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載 した書類については、毎事業年度開始の日の7日前までに、会長が作成し、理事会の 承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な 変更については、この限りではない。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、 会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければな らない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額 を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第14条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、返済期限が1年未満の短期借入金を除き、あらかじめ、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第15条 この法人に評議員11名以上16名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179 条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数 の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人

- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
- へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一に するもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合 計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

#### イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を 除く。)である者
  - ①国の機関
  - ②地方公共団体
  - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、 総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人 (特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する 法人をいう。)

#### (評議員の任期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を 有する。

#### (評議員の報酬等)

第18条 評議員は、無報酬とする。

#### 第5章 評議員会

(構成)

- 第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(権限)

- 第20条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議 員会の招集を請求することができ、会長は、評議員から請求のあった日から 30 日以 内に評議員会を招集する。
- 3 評議員会を招集する場合には、評議員会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに、構成員に通知しなければならない。

(決議)

- 第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議 員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任

- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上 回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達す るまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

- 第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び当該評議員会に出席した構成員のうちから選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

#### 第6章 役員、職員等

(役員の設置)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 10 名以上 15 名以内
  - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を会長代行、1名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び会長代行をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の 代表理事とし、専務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項 第 2 号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、会長代行、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が 欠けたときは、その職務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、理事会の決議に基づきこの法人 の業務を分担執行する。
- 5 会長、会長代行及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及 び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす る。
- 3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として の権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定により理事又は監事を解任しようとするときは、当該理事又は監事にあらかじめその旨を通知するとともに、解任の決議を行う評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員の報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (名誉会長及び顧問)

- 第32条 この法人に、任意の機関として、名誉会長1名及び顧問15名以内を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者又はこの法人に功労があった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答える。
- 4 名誉会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 名誉会長及び顧問の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、継続して委嘱することを妨げ ない。

#### (事務局)

- 第33条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 その他の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等必要な事項については、理事会の決議を 経て会長が別に定める。

#### 第7章 理事会

(構成)

- 第34条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、会長代行、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長代行が理事会を招集する。
- 3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の 招集を請求することができ、会長は請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集す

る。

4 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した 書面により、少なくとも7日前までに、構成員に通知しなければならない。

(決議)

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条に おいて準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと みなす。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長、会長代行及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

#### 第8章 賛助会員

(賛助会員)

- 第39条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

#### 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(解散)

第 41 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能 その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅

する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議 員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取 消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する ものとする。

#### (残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、 官報に掲載する方法による。

#### 第11章 雑則

(委任)

第45条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が評議員会の決議を経て別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定 める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の 規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を 事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は川勝平太、会長代行は熊倉功夫とする。

# 公益財団法人世界緑茶協会役員名簿

令和5年7月1日

## 【理 事】

/H mbh	т ь	<b>→</b> □ #	/++ <del>1</del> -v
役職	氏名	所属等	備考
会長	川勝平太	静岡県知事	
会長代行	鈴木壽美子	フェルケール博物館理事長	
副会長	難波喬司	静岡市長	
理事	青島宗智	静岡県茶道連盟理事長	
理事	大坪 檀	静岡産業大学総合研究所長	
理事	加藤敦啓	静岡県経済農業協同組合連合会代表理事理事長	
理事	木苗直秀	静岡県立大学特別顧問	
理事	熊倉功夫	ふじのくに茶の都ミュージアム館長	
理事	後藤加寿子	料理研究家	
理事	森内真澄	農山漁村ときめき女性	
専務理事	塚本忠士	公益財団法人世界緑茶協会事務局長	

(任期:令和4年6月24日~令和6年6月定時評議員会まで)

## 【監事】

役職	氏名	所属等	備考
監事	櫻井正陽	静岡県農林水産担当部長	
監事	大村 博	静岡市経済局農林水産統括監	

(任期:令和4年6月24日~令和6年6月定時評議員会まで)

## 【評議員】

役職	氏名	所属等	備考
評議員	相川 香	ocha プランナー	
評議員	伊藤智尚	(公社) 静岡県茶業会議所専務理事	
評議員	小泊重洋	世界茶連合会名誉会長	
評議員	長瀬 隆	静岡県茶商工業協同組合理事長	
評議員	角川 修	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構 果樹茶業研究部門	
評議員	高木敦子	(有)アムズ環境デザイン研究所代表	
評議員	原 征彦	茶研究・原事務所(株)代表	
評議員	前田冨佐男	NPO 法人日本茶インストラクター協会 アドバイザー専任講師	
評議員	望月宏明	(公社)静岡県観光協会専務理事	
評議員	横越英彦	茶学術研究会顧問	
評議員	吉野亜湖	日本茶道塾 茶道教授	

(任期:令和2年6月23日~令和6年6月定時評議員会まで)

# 公益財団法人世界緑茶協会 令和4年度事業報告

茶を楽しみ、その文化、歴史に触れ、茶の魅力を実感できる「茶の都しずおか」づくりの一翼を担い、世界の茶文化やお茶を楽しむ新しいスタイルを提案する事業の実施を通じ、茶のある豊かな生活の実現に寄与した。

世界お茶まつり 2022 では緑茶に関する国際会議等を開催し、茶の情報集積・発信、緑茶の普及促進に寄与した。

また、国の農産物輸出拡大実行戦略に沿って、農林水産省、関係団体と連携して海外での日本茶の普及と輸出の促進を図った。

さらに、茶業界の枠を超えた多様なメンバーから成る「ChaOI フォーラム」において、オープンイノベーションの手法による新たな茶の需要創出と生産構造の転換を支援した。

## 1 茶文化に関する講座及び体験事業(公益目的事業1)

#### (1) 茶文化セミナー等の開催

世界お茶まつり 2022 の企画と連携し、お茶を学び体験するセミナーや、お茶の新たな魅力や楽しみ方を提案するセミナーを開催し、茶を楽しむ機会の創出を図った。

			0
区分	時期・場所	内容	人数
		世界お茶まつり春のお茶まつり	一般参
世界お茶まつ	令和4年5月4日	ウィーク特別企画「O-CHA旅@沿線」	加者
り春のお茶ま	(水)、5日(木)	において天竜浜名湖鉄道と連携し、	83 人
つりウィーク	1日2回(計4回)	「スローライフトレインで行く 0-	
におけるお茶	天竜浜名湖鉄道、天竜	CHA 旅!」の一環として日本茶イン	
体験講座	二俣駅	ストラクターからお茶を学び体験	
		するセミナーを開催した。	
	令和4年10月21日	世界お茶まつり 2022 秋の祭典の	一般参
	(金) 午後1時、午	産業・学術プログラムの一環とし	加者
	後3時(各1時間)	て、お茶の新たな魅力や楽しみ方を	79 人
世界緑茶セミ	静岡県コンベンショ	提案するセミナー2講座「日本茶と	
ナー	ンアーツセンター グ	フランスチーズのマリアージュ~	
	ランシップ 9F、910 会	まつり特別編~」、「フランス菓子の	
	議室	ホントのところ~お茶とスイーツ	
		を愉しもう~」を開催した。	

## (2) 情報誌「緑茶通信」等の発行

茶に関する幅広い情報を発信するため、専門情報誌「緑茶通信」を発行した。

発行時期	内容	発行部数
令和4年9月	○特集:品種!その多様な世界と魅力Ⅱ	1,000部
51 号	・品種の未来~品種育成の現場から~	

	せの場場小女氏社の構物 DM は担のオロ	
	・茶の次世代育種法の構築~DNA 情報の活用~	
	・中国茶樹の優良品種と特色ある機能性新製品の開発	
	○特別寄稿	
	・お茶のヒーロー「茶神 888」5,000 日の軌跡	
	○連載記事	
	・世界お茶事情:イタリアでティーソムリエになるとい	
	うこと	
	•茶業研究最前線:愛知県農業総合試験場東三河農業研	
	究所茶業研究室	
	・茶関連施設紹介:「とんがりぼう」が完成(藤枝市)	
	・全国の茶産地から:岐阜県「美濃いび茶」	
	・ふじのくに茶の都ミュージアム便り	
	・世界緑茶協会リポート ほか	
令和5年3月	○特集:世界緑茶会議 2022~世界における多様な日本	1,000部
52 号	茶のポテンシャルを探る~	
	・セッションI:講演	
	・セッションⅡ:パネルディスカッション	
	○特集:世界緑茶セミナー	
	・日本茶とフランスチーズのマリアージュ~まつり特	
	別編~	
	・フランス菓子のホントのところ~お茶とスイーツを	
	愉しもう~	
	○連載記事	
	・茶業研究最前線:茶葉の低温保管システムの開発と作	
	期拡大を可能とする新品種の育成	
	・茶関連施設紹介:「奥久慈茶の里公園」(茨城県)	
	・全国の茶産地から:10 年後も「お茶のまち」掛川であ	
	るために今できること	
	・ふじのくに茶の都ミュージアム便り	
	・世界緑茶協会リポート ほか	

## (3) 静岡茶体験コーナーの運営

茶文化の普及や茶の消費拡大を図るため、「しずおかO-CHAプラザ」の静岡茶体験コーナーを運営するとともに、お茶の楽しみ方を提案する講座等を実施した(一部静岡県委託事業)。

## ア しずおかO-CHAプラザの運営

場所·規模	静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3 階 65 ㎡ 8 席
開場時間	月曜日~金曜日 午前9時30分~午後4時30分

内 容

静岡茶体験講座等の企画及び運営、世界緑茶コンテスト入賞茶や県 内茶産地紹介などの企画展示、茶関連書籍などの資料収集

#### イ 静岡茶体験講座の企画運営

#### • 本講座開催実績

講座テーマ	開催時期		参加人数
スローライフトレインで行く 0-CHA 旅	5月4日~5月5日	(4回)	83
美味しさ際立つ静岡の新茶を味わおう!	5月24日~6月20日	(8回)	64
夏の愉しみ♪清涼感あふれる冷茶 の世界	7月5日~7月26日	(8回)	63
ほっこりタイムに♪ほうじ茶を味 わいつくそう	11月21日~12月16日	(8回)	63
「静岡のお茶」「世界のお茶」チョコ レートとの TEA ペアリングを愉し もう	1月31日~2月22日	(8回)	64
合計	5 テーマ・36 回		337

## ・プチ講座開催実績

講座テーマ	開催時期		参加人数
美味しさ際立つ静岡の新茶を味わおう!	6月21日~7月1日	(12 回)	22
夏の愉しみ♪清涼感あふれる冷茶 の世界	8月2日~8月25日	(12 回)	27
ほっこりタイムに♪ほうじ茶を味 わいつくそう	12月21日~1月11日	(12 回)	18
「静岡のお茶」と「世界のお茶」	2月28日~3月14日	(12回)	30
合計	4 テーマ・ 48 回		97

## 2 世界の茶に関する情報の集積及び発信(公益目的事業2)

#### (1) 日本茶輸出の促進

#### ア 国際的な見本市等への参加

日本茶輸出促進協議会事業の一環として、米国への日本茶輸出促進を目的に、Summer Fancy Food Show (2022年6月、ニューヨーク)、Winter Fancy Food Show (2023年1月、ラスベガス)において日本茶のプロモーションを行い、食品バイヤー等に対して日本茶の理解促進と新規需要層の開拓を図った。

名称	開催日	開催場所
Fancy Food Show	2022年6月12日(日)、13日(月)、	ジャビッツセンター (米国・ニ
Summer	14 日(火)	ューヨーク)
Fancy Food Show	2023年1月15日(日)、16日(月)、	ラスベガスコンベンションセ
Winter	17 日(火)	ンター(米国・ラスベガス)

#### イ 日本茶輸出促進のための研修等

海外の茶販売業者や日本茶ビジネスを展開しようとする外国人を対象に、茶生産製造現場において静岡茶の実務を学ぶ研修プログラム「Shizuoka Tea Study Program」を行った。年度後半(10月)からは日本入国が容易になったため、従来のオンサイト研修を開始した。

区分	受講者数:国	研修受入先
オンライン研修	3人:イタリア×1名、アメリカ×1	製茶業者2社
	名、ポーランド×1名 計3か国	(島田市、菊川市)
オンサイト研修	6人:タイ×1名、スロバキア×2名、	製茶業者3社
	アメリカ×3名 計3か国	(森町、菊川市)

## (2) 世界への情報集積・発信

### ア 世界とのネットワーク形成

茶の輸出入については、国際的な枠組みで規格や基準の制定が進められている。これらへの関与を目的に、農林水産省が設置した国際規格への国内審議委員会に参画するとともに、各種国際機関や海外の茶関係団体等と連携して情報を収集した。

	当所(域) (一部)が、対策、対策では、対策では、対策では、
区 分	内 容
茶に関する国際	・ISO(国際標準化機構)TC34/SC8(食品部会/茶専門分科会)の議
機関等での情報	題に関する国内審議に参画すると共に、農水省が行う国内事務局
収集	業務の一部、国内審議の意見調整と ISO 事務局への投票業務を分
	担して実施した。
	・ITC (国際茶委員会)及びFAO-IGG (国連食糧農業機関「茶に関す
	る政府間会議」)における茶の輸出入の規制や生産、貿易に関す
	る情報の収集。
各国の茶関連団	茶に関連する海外の団体(全米茶協会、カナダ茶・ハーブ協会等)
体との交流、情報	や個人を対象に特別会員制度を設け、情報収集と発信を行った。
交換	<海外特別会員の状況(令和5年3月)>
	18 か国・地域、30 者・団体:
	中国2、韓国2、台湾4、米国6、英国2、イタリア2、カナ
	ダ、ドイツ、ロシア、スイス、アルゼンチン、コロンビア、ブラ
	ジル、シンガポール、ネパール、マレーシア、UAE、バーレーン
	各 1

イ ウェブサイトやソーシャルネットワークサービス(SNS)を活用した情報発信 公式ホームページ「0-CHANET」や Facebook 等の SNS を活用して情報発信を図った。

媒体	・公式ホームページ「O-CHANET」(日英)
	・賛助会員向けメールマガジン:計12回発行
	・Facebook(多言語発信): 情報提供 70 件
	・Instagram(多言語発信):情報提供70件
内 容	・日本茶に関する基礎知識、専門知識
	・茶の機能・効能に関する研究成果情報
	・国内外の茶に関するニュースや生産・消費等の状況
	・国際見本市や輸出関連展示会等に関する情報
	・協会やその他関連団体が開催する茶関連イベント、行事に関する情報

#### ウ ホームページバナー広告

お茶の総合情報サイトである公式ホームページ「O-CHANET」の充実と閲覧者の利便 向上、茶の消費拡大を目的に、お茶及び関連商品販売事業者の広告を掲載した。

#### (3)世界緑茶会議の開催

世界お茶まつり 2022 秋の祭典の産業・学術プログラムの一環として、世界の茶の流通消費について議論する「世界緑茶会議 2022」を「世界における多様な日本茶のポテンシャルを探る」をテーマに開催した。英国、米国、ドイツのお茶専門家から海外での緑茶流通の最新情勢を報告(ビデオ参加)するとともに、海外への茶販売に携わる方々をパネリストに迎え、議論を交わした。

開催期間	令和4年10月20日(木)午後1時30分から午後4時30分
開催場所	静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ 11 階 会議ホール「風」他
講演者	日本、英国、ドイツ、米国などの茶業関係者
参 加 者 (聴講者)	国内茶業者、輸出関連事業者、海外茶業者など 130 人
内容	<ul> <li>○講演(主要消費国からの報告)</li> <li>・角川 修(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構)</li> <li>・シャロン・ホール(英国ティー・インフュージョン協会 最高経営責任者)</li> <li>・マキシミリアン・ウィティグ (ドイツ茶・ハーブティー協会 事務局長)</li> <li>・ロナ・ティソン (伊藤園(北米)株式会社 副社長)</li> <li>○パネルディスカッション</li> <li>角川氏を議長に、海外へ茶を販売する4名(門脇サラ氏、古橋克俊氏、イアン・チュン氏、フローラン・ヴェーグ氏)を迎え、茶流通の現状と展望について議論した。</li> </ul>

#### (4) 世界緑茶コンテスト 2022 の開催

市場性の高い魅力ある新商品を提案し、茶の新たな需要を創造して消費の拡大に繋げることを目的に、世界緑茶コンテストを開催した。

募集期間	令和4年4月~6月30日
審査会	令和4年8月17~18日 ふじのくに茶の都ミュージアム
出品点数	95 点(うち海外 55 点)
審査結果	最高金賞 12 点、金賞 20 点、パッケージ大賞 3 (1 セット) 点、フロンティア賞 1 点
入賞茶の展示 ・PR	・世界お茶まつり 2022 等において展示、PRを実施した。 ・公式ホームページ「O - CHANET」に掲載した。 ・しずおか O-CHA プラザで展示した。

#### (5) O-СHAパイオニア賞顕彰

茶に係る優れた学術研究や、緑茶の振興に寄与した産業技術、緑茶のある豊かな生活文化の提案等の優れた成果を顕彰する 0-CHA パイオニア賞の選考委員会を開催し、6件の受賞者を決定した。

募集期間	令和4年10月~令和5年1月5日
選考委員会	令和5年2月14日

※国内受賞者4名は令和5年5月26日に川勝会長(静岡県知事)を表敬し、表彰楯を授与された。

## <受賞者・団体>

部門	受賞者・団体	受賞タイトル
学術研究大賞	荒木 琢也 (農研機構本部事業開発部、 茨城県)	茶園用防霜ファンの節電型制 御技術の開発
産業技術大賞	松下 芳春 (松下園/代表、掛川市)	先駆的な有機茶生産と新たな 需要創出につながる商品開発
文化·芸術大賞	Robert Hellyer (ウェイクフォレスト大学/ 教授、米国)	日米両国の史料を基にした日 米茶貿易史の研究
0-CHA 特別大賞	村松 二六 (紅茶生産者、静岡市)	優れた紅茶製造技術により生 産者育成、消費拡大、地域振興 に尽力
CHAllenge 賞	日野 朱夏(有限会社ファーム・ソレイユ東北 kitaha 企画・開発室/室長、宮城県)	東北の新たなお茶文化への貢献

CHAllenge 賞	Budoor Steele (Chawan Japanese Tea House/創業者、バーレーン)	中東アジアへの日本茶、茶道、 日本文化の紹介
-------------	---	---------------------------

## (6) ChaO I フォーラム運営支援

静岡県からの委託を受けて、ChaOIフォーラムの事務局窓口の運営を行うとともに、フォーラム会員や関連企業・茶業者等を対象にオープンイノベーションの手法による新たな技術・商品の開発及び事業化の支援を実施した。

項目	概   要
ChaOI フォーラム事 務局窓口の運営	茶及び関連産業分野における専門家等を配置 (コーディネーター3名及び事務職員2名の5名体制)
会員の状況	茶生産者、茶商、メーカー、食品事業者等 667 会員(令和5年3月31日現在)
コーディネーターに よる相談・助言、マッ チング等の状況	<ul> <li>・相談等件数 延べ6,575件(令和4年4月~5年3月)</li> <li>・分科会等開催 3回 参加者数123人</li> <li>・ChaOIプロジェクト推進事業の採択件数 51件</li> </ul>

## <分科会等の開催実績>

期日	内容	参加者	
令和4年	「茶園の施肥・土壌管理」セミナー	40 1	
8月30日	講師:研究員(茶研センター、農研機構)、会員(生産者等)	40 人	
11月14日	「有機栽培茶の生産と販路の拡大」セミナー	41 人	
	講師 : ChaOI フォーラム事務局、会員(生産者等)		
令和5年 「茶を基幹とした複合作物導入」セミナー		49 1	
2月21日	講師: ChaOI フォーラム事務局、会員(生産者等)	42 人	

### 令和4年度事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項及び定款第12条に 規定する事業報告附属明細書の作成にかかる事項はありません。

# 正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

			(単
科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産の運用収入	6, 840, 327	6, 840, 413	-86
特定資産運用益	, ,	, ,	
特定資産受取利息	22	19	3
受取会費			
会費収益	8, 145, 000	8, 650, 000	-505, 000
事業収益	0, 110, 000	0,000,000	000,000
受講料等収益	196, 596	103, 568	93, 028
情報誌発行等収益	470, 800	175, 700	295, 100
出展負担金等収益	150	300, 100	-299, 950
世界緑茶コンテスト出品料	1, 033, 163	1, 328, 085	-294, 922
世界緑茶コンテスト出品料		853, 085	180, 078
	1, 033, 163	· ·	-475, 000
国際名茶品評会出品料		475, 000	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
がた広告収益		500, 000	-500, 000
受取補助金等	F 400 000	F 400 000	
補助金収益	5, 429, 000	5, 429, 000	1 505 005
委託費収益	35, 219, 755	33, 714, 750	1, 505, 005
受取負担金	200, 475		200, 475
受取寄付金			
受取寄付金	2, 000, 000	2, 000, 000	
雑収益			
受取利息	242	277	-35
経常収益合計	59, 535, 530	59, 041, 912	493, 618
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	4, 242, 000	4, 242, 000	
給料手当	28, 988, 221	27, 879, 781	1, 108, 440
臨時雇賃金	2, 063, 400	2, 097, 216	-33, 816
退職給付費用	185, 000	185, 000	
福利厚生費	6, 223, 988	6, 070, 340	153, 648
会議費	51, 750	4, 400	47, 350
旅費交通費	1, 903, 353	1, 450, 055	453, 298
通信運搬費	1, 083, 844	942, 460	141, 384
消耗什器備品費	64, 147	361, 275	-297, 128
消耗品費	1, 858, 207	1, 557, 299	300, 908
印刷製本費	250, 310	166, 608	83, 702
賃借料	2, 516, 140	3, 499, 980	-983, 840
保険料	68, 340	29, 820	38, 520
諸謝金	2, 051, 100	896, 944	1, 154, 156
租税公課	1, 706, 900	1, 661, 100	45, 800
支払負担金	390, 480	673, 452	-282, 972
委託費	4, 051, 821	2, 017, 400	2, 034, 421
広告宣伝費	1, 001, 021	50, 600	-50, 600
手数料	2, 404, 798	2, 687, 614	-282, 816
管理費	2, 101, 100	2,001,011	202, 010
6 <sup>2</sup>	750, 000	750, 000	
名	837, 000	834, 000	3,000
退職給付費用	15, 000	· ·	3,000
	· ·	15, 000	114 407
福利厚生費	563, 177	448, 690	114, 487
会議費	67, 420	13, 100	54, 320
旅費交通費	153, 540	105, 040	48, 500

# 正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

科目	当年度	前年度	増減
通信運搬費	7, 312	844	6, 468
消耗什器備品費	99, 880		99, 880
消耗品費	11, 976	10, 150	1,826
印刷製本費	6, 908	6, 160	748
光熱水料費	127, 934	98, 899	29, 035
賃借料	4, 224	12, 024	-7,800
租税公課	1, 450	1,650	-200
支払負担金	150, 000	150, 000	
委託費	851, 400	832, 700	18, 700
手数料	81, 920	23, 489	58, 431
経常費用合計	63, 832, 940	59, 775, 090	4, 057, 850
評価損益等調整前当期経常増減額	-4, 297, 410	-733, 178	-3, 564, 232
評価損益等計			
当期経常増減額	-4, 297, 410	-733, 178	-3, 564, 232
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益合計			
(2) 経常外費用			
経常外費用合計			
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額	-4, 297, 410	-733, 178	-3, 564, 232
法人税、住民税及び事業税		71,000	-71, 000
当期一般正味財産増減額	-4, 297, 410	-804, 178	-3, 493, 232
一般正味財産期首残高	10, 028, 627	10, 832, 805	-804, 178
一般正味財産期末残高	5, 731, 217	10, 028, 627	-4, 297, 410
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増加額			
指定正味財産期首残高	393, 000, 000	393, 000, 000	
指定正味財産期末残高	393, 000, 000	393, 000, 000	
Ⅲ 正味財産期末残高	398, 731, 217	403, 028, 627	-4, 297, 410

# 貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

科    目	当 年 度	前年度	増減
I 資産の部	_ ,	144   %4	
1 流動資産			
現金預金	9, 892, 637	11, 812, 225	-1, 919, 588
普通預金	9, 892, 637	11, 812, 225	-1, 919, 588
スルガ銀行 静岡南支店 普通2173142	7, 219, 722	7, 455, 997	-236, 275
静岡銀行 駅南支店 普通763138	1, 740, 735	841,654	899, 081
ゆうちょ銀行 00860-3-166641	932, 180	3, 514, 574	-2, 582, 394
未収金	1, 632, 903	1, 631, 684	1, 219
流動資産合計	11, 525, 540	13, 443, 909	-1, 918, 369
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	385, 985, 128	386, 490, 134	-505, 006
投資有価証券(指定)	385, 985, 128	386, 490, 134	-505, 006
定期預金(基)	7, 014, 872	6, 509, 866	505, 006
基本財産合計	393, 000, 000	393, 000, 000	
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	2, 500, 000	2, 300, 000	200, 000
退職給付引当資産(一般)	2, 500, 000	2, 300, 000	200, 000
特定費用準備金資産		3, 000, 000	-3, 000, 000
特定資産合計	2, 500, 000	5, 300, 000	-2, 800, 000
(3) その他固定資産			
固定資産合計	395, 500, 000	398, 300, 000	-2, 800, 000
資産の部合計	407, 025, 540	411, 743, 909	-4, 718, 369
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	3, 977, 947	4, 887, 607	-909, 660
前受金	495, 000	215, 000	280, 000
預り金	321, 376	322, 675	-1, 299
送料	670	575	95
厚生年金預り	196, 725	200, 385	-3, 660
健康保険料預り	123, 981	121, 715	2, 266
賞与引当金	1,000,000	990,000	10,000
流動負債合計	5, 794, 323	6, 415, 282	-620, 959
2 固定負債			
退職給付引当金	2, 500, 000	2, 300, 000	200, 000
固定負債合計	2, 500, 000	2, 300, 000	200, 000
負債の部合計	8, 294, 323	8, 715, 282	-420, 959
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	200, 000, 000	200, 000, 000	
有価証券(財)	193, 000, 000	193, 000, 000	
指定正味財産合計	393, 000, 000	393, 000, 000	
(うち基本財産への充当額)	( 393, 000, 000)	( 393, 000, 000)	( )
2 一般正味財産	5, 731, 217	10, 028, 627	-4, 297, 410
正味財産の部合計	398, 731, 217	403, 028, 627	-4, 297, 410
負債及び正味財産合計	407, 025, 540	411, 743, 909	-4, 718, 369

# 財 産 目 録

令和 5年 3月31日 現在

	貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金預金			9, 892, 63
	普通預金			9, 892, 637
	スルガ銀行 静岡南支店 普通2173142		運転資金として	7, 219, 722
	静岡銀行 駅南支店 普通763138		運転資金として	1, 740, 735
	ゆうちょ銀行 00860-3-166641		運転資金として	932, 180
	未収金		補助金収入等	1, 632, 903
流動資産合計				11, 525, 540
(固定資産)				
基本財産				
	投資有価証券			385, 985, 128
	投資有価証券(指定)		11 30年国債 219, 436, 410円	385, 985, 128
			111 20年国債 166,548,718円	1
at the standard	定期預金(基)	スルガ銀行 静岡南支店 定期15561814		7, 014, 872
特定資産	NEW MARKET	1867/= 46 77-4-4-4-4-36-37		
	退職給付引当資産	スルガ銀行 静岡南支店 普通2477718	職員の退職金の支払に備えたもの	2, 500, 000
- 11 m - 14m - 14m	退職給付引当資産(一般)			2, 500, 000
その他固定資産				005 500 000
固定資産合計 資産合計				395, 500, 000
(流動負債)				407, 025, 540
(加助貝頂)	未払金		委託費等	3, 977, 947
	前受金		R5年度会費等	495, 000
	刊を		160年度云其寺	321, 376
	送料		機関紙送料の預かり分	670
	厚生年金預り		一人の大人の人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	196, 725
	健康保険料預り			123, 981
	賞与引当金		職員の賞与の支払に備えたもの	1, 000, 000
流動負債合計	ス・ハーエ		198名で及りで入口に 1977に 0 ツ	5, 794, 323
(固定負債)				3, 101, 020
	退職給付引当金		職員の退職金の支払に備えたもの	2, 500, 000
固定負債合計				2, 500, 000
負債合計		<del>'</del>		8, 294, 323
正味財産				398, 731, 217

# 公益財団法人世界緑茶協会 令和 5 年度事業計画

### (基本的な進め方)

茶を楽しみ、その文化、歴史に触れ、茶の魅力を実感できる「茶の都しずおか」づくりの一翼を担い、世界の茶文化やお茶を楽しむ新しいスタイルを提案するとともに、緑茶に関する情報を集積して日本茶、静岡茶を世界に向けて情報発信する。

国の農産物輸出拡大実行戦略に沿って、農林水産省、関係団体と連携して海外での日本 茶の普及と輸出の促進を図る。

また、茶業界の枠を超えた多様なメンバーから成る「ChaOI フォーラム」において、オープンイノベーションの手法による新たな茶の需要創出と生産構造の転換を支援する。

#### (具体的な事業)

#### 1 茶文化に関する講座及び体験事業(公益目的事業1)

#### (1) 茶文化セミナー等の開催

「茶の都しずおか」の創造を目指し、茶に関する歴史、文化、効能など様々な情報発信を行うとともに、茶を楽しむ機会の創出を図る。「東アジア文化都市 2023 静岡県」と連携して日本・中国・韓国の茶文化に関するセミナーを開催する。

区分	時期	内容
茶の都文化	令和5年8月	茶の多様性を学ぶセミナー 「日本のお茶、世界のお茶(仮)」
セミナー	令和5年10月	ChaOI フォーラム連携セミナー 「茶業におけるカーボンニュートラルの展望(仮)」

#### (2)情報誌「緑茶通信」等の発行

茶に関する幅広い情報を発信するため、専門情報誌「緑茶通信」を発行する。

発行時期	主要テーマ	発行部数
令和5年9月	53号 国産紅茶の描く未来Ⅲ(仮)	1,000部
令和6年3月	54号 茶業のカーボンニュートラルの現状と展望(仮)	1,000部

#### (3) 静岡茶体験コーナーの運営

茶文化の普及や茶の消費拡大を図るため、「しずおかO-CHAプラザ」の静岡茶体験コーナーを運営するとともに、お茶の楽しみ方を提案する講座等を実施する(一部静岡県委託事業)。

#### ア しずおかO-CHAプラザの運営

場所·規模	静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3 階 65 ㎡ 8 席
開場時間	月曜日~金曜日 午前9時30分~午後4時30分

内 容

静岡茶体験講座等の企画及び運営、世界緑茶コンテスト入賞茶や県内 茶産地紹介などの企画展示、茶関連書籍などの資料収集

#### イ 静岡茶体験講座の企画運営

・本講座:季節に応じたお茶の楽しみ方を提案する講座(1時間程度) 1テーマあたり8回程度実施する。

・プチ講座:本講座の内容をもとにしたダイジェスト版の講座(30分程度) 少人数、事前予約制で実施する。

時 期	回 数	テーマ(案)
	本講座	「新茶を楽しむ」、「冷茶を味わう」、「香りの不思議」、
通年	30 回	「普通煎茶と深蒸し煎茶」、「発酵茶の世界」、
	プチ講座	「ふじのくに山のお茶 100 選」
	50 回	「日本・中国・韓国のお茶を楽しむ」等

・県内茶産地のお茶を使ったおいしい淹れ方体験

時 期	対 象	内 容
		お茶の基礎知識、県内茶産地の紹介、県内茶産地
洛仁	学校・企業・一般・	のお茶を使ったおいしい淹れ方体験
通年	訪日外国人	(訪日外国人には多言語、専門家による静岡茶の
		体験機会を提供)

#### 2 世界の茶に関する情報の集積及び発信(公益目的事業2)

#### (1) 日本茶輸出の促進

#### ア 国際的な見本市等への参加

国の農産物輸出拡大実行戦略に沿って、日本茶輸出促進協議会等と連携し国際的な 食品見本市への参加や茶文化・学術情報の発信等の活動を通じて、輸出環境の整備を 図るとともに日本茶・静岡茶の輸出拡大を支援する(一部日本茶輸出促進協議会事業)。

開催	地	米国・ラスベガス	国内(東京ビッグサイト)
開催時	期	令和6年1月	令和6年3月
名	称	Winter Fancy Food Show 2024	Foodex Japan 2024

#### イ 日本茶輸出促進のための研修等

日本茶ビジネスを希望する海外の茶業者等に対し、県内茶業者と連携して茶生産現場等で静岡茶の魅力を学ぶ実務研修を実施する。

区分	対象者	内 容
海外茶業者の茶生	海外茶業者等	・静岡茶の栽培、荒茶加工、仕上げ加工研修
産現場での研修		・茶品質評価法研修 ・日本茶の淹れ方
		・お茶の産業、歴史、文化、機能性説明

(現地研修プログラム、オンライン研修プログ ラム)

## (2) 世界への情報集積・発信

ア 世界とのネットワーク形成

茶の輸出入については、国際的な枠組みで規格や基準の制定が進められている。これらへの関与を目的に、農林水産省が設置した国際規格への国内審議委員会に参画するとともに、各種国際機関や海外の茶関係団体等と連携して情報を収集する。

区 分	内 容
茶に関する国際	・ISO(国際標準化機構)TC34/SC8(食品部会/茶専門分科会)にお
機関等での情報	ける議題に関する国内審議への参画。議案の意見調整と ISO 事務局
収集	への投票業務。
	・ITC (国際茶委員会)及びFAO-IGG (国連食糧農業機関「茶に関す
	る政府間会議」)における茶の輸出入の規制や生産、貿易に関する
	情報の収集。
各国の茶関連団	茶に関連する海外の団体(全米茶協会、カナダ茶・ハーブ協会等)
体との交流、情報	や個人を対象に特別会員制度を設け、情報収集と発信を行う。また、
交換	海外茶業団体に当協会の活動や日本の茶業情勢に係る情報等を提
	供しネットワークづくりを進める。
	<海外特別会員の状況(令和5年3月)>
	18 か国・地域、30 者・団体:
	中国2、韓国2、台湾4、米国6、英国2、イタリア2、カナダ、ド
	イツ、ロシア、スイス、アルゼンチン、コロンビア、ブラジル、シ
	ンガポール、ネパール、マレーシア、UAE、バーレーン 各 1

イ ウェブサイトやソーシャルネットワークサービス(SNS)を活用した情報発信 公式ホームページ「O-CHA ネット」や Facebook 等の SNS を活用して情報発信を図る。

媒	体	・公式ホームページ「0-CHA ネット」(日英)
		・賛助会員向けメールマガジン(月1回程度)
		・Facebook、Instagram(週2回程度、多言語発信)
内	容	・日本茶に関する基礎知識、専門知識
		・茶の機能・効能に関する研究成果情報
		・国内外の茶に関するニュースや生産・消費等の状況
		・国際見本市や輸出関連展示会等に関する情報
		・協会やその他関連団体が開催する茶関連イベント、行事に関する情報

#### ウ ホームページバナー広告

お茶の総合情報サイトである公式ホームページ「O-CHA ネット」の充実と閲覧者の

利便向上、茶の消費拡大を目的に、お茶及び関連商品販売事業者の広告を募集する。

#### (3) 世界緑茶コンテストの開催

#### ア 世界緑茶コンテスト 2023 の開催

市場性の高い魅力ある新商品を提案し、茶の新たな需要を創造して消費の拡大に繋げることを目的に、世界緑茶コンテストを開催する。また、「東アジア文化都市 2023 静岡県」連携して、コンテストを通して中国・韓国の茶商品、茶文化を紹介する。

目標出品点数	90 点(うち海外 45 点)
募集期間	令和5年4月~7月
審査会	令和 5 年 8 月 ふじのくに茶の都ミュージアム (審査員) 茶研究者、流通業者、マーケティング研究者、デザイナー等
入賞茶の展示 ・PR	・各種イベント、食品見本市等において展示、PRを実施 ・公式ホームページ「0 - CHA ネット」に掲載

#### イ 海外品評会への出品支援

日本茶の国際的なブランド化を図るため、国際名茶品評会など海外で開催される品評会における日本からの出品を支援する。

#### (4) O-СHAパイオニア顕彰

茶にかかわる優れた学術研究、緑茶の振興及び発展に寄与した産業技術、緑茶生活 文化の提案、消費拡大等の優れた成果を顕彰する。

#### 表彰の区分

部門	内 容
学術研究大賞	茶に関する優れた学術研究成果
産業技術大賞	茶の生産や消費に関する優れた技術や商品等の開発
文化·芸術大賞	茶の文化及び芸術に関する優れた成果
0-CHA 特別大賞	茶に関する国際的な貢献や日本茶の普及等に係る優れた成果
CHAllenge 賞	茶の将来を牽引するような意欲的な取組

・候補者募集:令和5年10月~6年1月、選考委員会:令和6年3月(予定)

#### (5) ChaO I フォーラム運営支援

静岡茶の新たな価値の創造を目指して、茶業界の枠を超えた幅広い技術・アイデア を活用した新たな需要創出のための相談・助言、マッチング等の支援業務を実施する

# (静岡県委託事業)。

項目	概  要
コーディネーター等 の配置	茶及び関連産業分野における専門家等を配置 (コーディネーター3名及び事務職員2名の5名体制)
相談等支援内容	・茶及び関連産業分野における技術情報の収集、分析、提供 ・フォーラム会員相互の交流及び連携の促進 ・新たな技術やアイデア等を活用した事業化の支援
実施方法	<ul> <li>・静岡県茶業研究センター内に設置した ChaOI フォーラム窓口にコーディネーター等が常時駐在する体制を整備</li> <li>・ChaOI フォーラムの会員や関連企業・茶業者等を対象にオープンイノベーションの手法による新たな技術・商品の開発及び事業化を支援</li> <li>・交流会等の開催により会員相互の交流を促進、フォーラム機能を強化する。</li> </ul>

## 公益財団法人世界緑茶協会 正味財産増減予算書 内訳表

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

科目	公益目的事業会計						
	公1	公2	共通	小計	法人会計	内部取引控除	合計
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1)経常収益							
基本財産運用益	0	0	3,420,000	3,420,000	3,420,000	0	6,840,000
基本財産の運用収入			3,420,000	3,420,000	3,420,000		6,840,000
特定資産受取利息				0			0
受取会費	0	0	8,788,000	8,788,000	892,000	0	9,680,000
会費収入			8,788,000	8,788,000	892,000		9,680,000
事業収益	900,000	2,000,000	0	2,900,000	0	0	2,900,000
受講料収益	500,000			500,000			500,000
情報誌発行等収益	400,000	500,000		900,000			900,000
出展負担金等収益		500,000		500,000			500,000
世界緑茶コンテスト出品料		1,000,000		1,000,000			1,000,000
受取補助金等	2,328,000	39,749,000	0	42,077,000	0	0	42,077,000
補助金収益		5,429,000		5,429,000			5,429,000
委託費収入	2,328,000	34,320,000		36,648,000			36,648,000
受取寄付金	0	0	2,000,000	2,000,000	0	0	2,000,000
茶取引安定協会特定寄付			2,000,000	2,000,000			2,000,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0
受取利息				0			0
雑収益				0			0
経常収益計	3,228,000	41,749,000	14,208,000	59,185,000	4,312,000	0	63,497,000

## 公益財団法人世界緑茶協会 正味財産増減予算書 内訳表

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

利 P	公益目的事業会計				# 1 A=1	由如阳司给欧	Δ=1
科目	公1	公2	共通	小計	法人会計	内部取引控除	合計
(2)経常費用							
事業費	12,117,000	48,568,000	0	60,685,000		0	60,685,000
役員報酬	1,275,000	2,977,000		4,252,000			4,252,000
給料手当	3,126,000	27,445,000		30,571,000			30,571,000
福利厚生費	1,050,000	5,250,000		6,300,000			6,300,000
臨時雇賃金	2,338,000	0		2,338,000			2,338,000
会議費	0	238,000		238,000			238,000
旅費交通費	423,000	1,771,000		2,194,000			2,194,000
通信運搬費	310,000	799,000		1,109,000			1,109,000
消耗什器備品費	0	450,000		450,000			450,000
消耗品費	303,000	1,371,000		1,674,000			1,674,000
印刷製本費	287,000	275,000		562,000			562,000
光熱水料費	0	12,000		12,000			12,000
賃借料	100,000	3,494,000		3,594,000	. /		3,594,000
保険料	33,000	64,000		97,000	1 /		97,000
諸謝金	690,000	910,000		1,600,000			1,600,000
租税公課	157,000	1,697,000		1,854,000			1,854,000
支払負担金	0	400,000		400,000	. /		400,000
委託費	1,600,000	580,000		2,180,000	1		2,180,000
広告宣伝費	200,000	250,000		450,000	1		450,000
手数料	151,000	474,000		625,000	1		625,000
退職給付費用	74,000	111,000		185,000			185,000
管理費				/	4,312,000	0	4,312,000
役員報酬					750,000		750,000
給料手当					845,000		845,000
福利厚生費					637,000		637,000
会議費			/	/	75,000		75,000
旅費交通費					150,000		150,000
通信運搬費					50,000		50,000
消耗什器備品費					100,000		100,000
消耗品費					50,000		50,000
印刷製本費		/	/		50,000		50,000
光熱水料費					180,000		180,000
賃借料					50,000		50,000
諸謝金					50,000		50,000
租税公課					10,000		10,000
支払負担金	/	′			150,000		150,000
委託費					1,100,000		1,100,000
手数料					40,000		40,000
退職給付費用					15,000		15,000
					10,000		10,000
経常費用計	12,117,000	48,568,000	0	60,685,000	4,312,000	0	64,997,000

## 公益財団法人世界緑茶協会 正味財産増減予算書 内訳表

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

科目	公益目的事業会計				거니스티	中和取引物险	合計
	公1	公2	共通	小計	法人会計	内部取引控除	TaiT
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,889,000	△ 6,819,000	14,208,000	△ 1,500,000	0	0	Δ 1,500,000
当期経常増減額	△ 8,889,000	△ 6,819,000	14,208,000	Δ 1,500,000	0	0	Δ 1,500,000
2. 経常外増減の部							
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
法人税、市民税及び事業税							0
他会計振替額				0	0		0
当期一般正味財産増減額	△ 8,889,000	△ 6,819,000	14,208,000	Δ 1,500,000	0	0	Δ 1,500,000
一般正味財産期首残高			5,100,000	5,100,000	△ 1,100,000		4,000,000
一般正味財産期末残高	△ 8,889,000	△ 6,819,000	19,308,000	3,600,000	△ 1,100,000	0	2,500,000
Ⅱ 指定正味財産増減の部							
受取補助金等				0			0
一般正味財産への振替額				0			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高			196,500,000	196,500,000	196,500,000		393,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	196,500,000	196,500,000	196,500,000	0	393,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	△ 8,889,000	△ 6,819,000	215,808,000	200,100,000	195,400,000	0	395,500,000